

平成27年 6 月 30 日

幕別町議会議長 芳滝 仁 様

総務文教常任委員会委員長 寺林 俊幸

総務文教常任委員会報告書

平成27年 6 月 9 日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条第 1 項の規定により報告します。
記

1 委員会開催日

平成27年 6 月 9 日、16 日、25 日（3 日間）

2 審査事件

陳情第 6 号「集団的自衛権の行使につながる『安全保障関連法案』の廃案を求める意見書」の提出を求める陳情書

3 陳情の趣旨

安倍政権は、5 月 14 日、自衛隊法などの 10 本の法律を一括改正する「平和安全法制整備法案」と、他国との戦争に、いつでも、どこにでも、自衛隊を参加させる「国際平和支援法案」を閣議決定し、日本を海外で戦争する国へと転換する法案を 5 月 15 日国会に提出しました。

これらの法案は、昨年 7 月 1 日の「集団的自衛権の行使容認」の閣議決定を具体化するものであり、世界規模で米軍と自衛隊が共同行動を行うことを確認した 4 月 27 日の「日米協力のための指針(ガイドライン)」改定と連動するものです。

憲法九条は、戦争の放棄、戦力不保持、交戦権否認を明らかにし、日本が「戦争しない国」「平和国家」として国際社会で認められてきた基本的な条文です。

安倍政権が、これまでの政府解釈による憲法九条の制約を取り外し、自衛隊の海外での武力行使を認める解釈と立法措置を行うことは重大な違憲行為であり、認められるものではありません。

今年は、戦後 70 年の節目の年であり、平和を守り、日本が戦争する国へ歩むことのないよう、政府に対して、集団的自衛権の行使につながる「平和安全法制整備法案」「国際平和支援法案」の廃案を強く求めます。

4 審査の経過

審査にあたっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、起立採決で結論をみた。

5 審査の結果

「採択」すべきものと決した。